

公募型簡易プロポーザル 参加表明書評価要領

1. ヒアリング対象事業者の選定方法

- ・本要領に基づいて各評価項目について参加表明書の評価を行います。
- ・各評価項目の評価点は、各評価項目に設定する **配点×評価係数** により計算します。
- ・各評価項目の評価点の合計に、本店の所在地に応じて下表の加点を加えた点数を、各事業者の評価点とします。

評価項目	評価事項	加点
本店の所在地	神戸市内に本店を置く場合	10
	上記以外の場合	0

※設計共同体での参加の場合は、代表設計事務所又は構成設計事務所の本店が神戸市内にあり、当該事務所の業務分担率が1者につき30%以上のとき、本店の所在地を神戸市とみなします。なお、ここでいう業務分担率は、委託料の配分割合と同義とします。

2. 評価項目と配点

- ・各評価項目、配点は下表の通りとします。

評価項目			判断基準	配点		様式
				項目 評価点	計	
市内優先加点			本店の所在地	10	10	－
(1)	事務所の 実力	①業務実績	受注形態を踏まえた同種 又は類似実績件数	15	23	1(2)
		②技術者数	換算技術者数	3		1(3)
		③有資格者数	平均資格係数	5		
(2)	配置技術者の 経験・能力	①技術者資格	各担当分野の資格	22	63	1 (5)(6)
			うち 総合(意匠)分野	(5)		
			構造分野	(5)		
			電気分野	(5)		
			機械分野	(5)		
			積算分野	(2)		
		②業務実績	携わった立場を踏まえた 同種又は類似実績	25		
			うち 管理技術者	(5)		
			総合(意匠)分野	(5)		
			構造分野	(5)		
			電気分野	(5)		
			機械分野	(5)		

		③繁忙度	手持ち業務件数	5		
			うち 管理技術者	(1)		
			総合(意匠)分野	(1)		
			構造分野	(1)		
			電気分野	(1)		
			機械分野	(1)		
		④CPD	取得単位数	11		
			うち 管理技術者	(2)		
			総合(意匠)分野	(2)		
			構造分野	(2)		
			電気分野	(2)		
			機械分野	(2)		
			積算分野	(1)		
(3)	若手技術者の登用	配置技術者数		2	2	1(7)
(4)	建築士事務所の賠償責任保険加入状況			2	2	

3. 評価項目と評価係数

- ・各評価項目に対する評価係数は以下の通りとします。

(1) 事務所の実力

①同種又は類似業務実績（5件まで記載可）／様式1(2)

- ・設計業務の完了年月日が2015年（平成27年）4月以降で、参加表明書提出期限日までに完成している施設の設計業務実績について、受注形態を踏まえて評価します。

$$\text{評価係数} = \{ \Sigma (\text{各実績の実績係数} (\times 1) \times \text{受注形態係数} (\times 2)) \} \div 5$$

(※1) 実績係数

評価項目	評価事項	実績係数
業務実績	同 種	1. 0
	類似A	0. 6
	類似B	0. 3

(※2) 受注形態係数

受注形態	受注形態係数
事務所単独又は設計共同体の代表事務所として受注	1. 0
上記以外の受注 (設計共同体の構成事務所又は協力事務所等)	0. 5

(参考) 記載例の場合

$$\text{評価係数} = (1.0 \times 1.0 + 0.6 \times 0.5 + 0.3 \times 0.5) \div 5 = 0.29$$

$$\text{評価点数} = \text{配点 (15点)} \times \text{評価係数 (0.29)} = 4.35 \text{ 点}$$

②技術者数／様式 1 (3)

- ・事務所全体の技術者数に技術者資格係数を乗じて算出する換算技術者数により評価します。

評価項目	評価事項	評価係数
技術者数	換算技術者数 (※3) 20 人以上	1. 0
	10～19 人	0. 9
	9 人以下	0. 8

(※3) 換算技術者数 = Σ (技術者数×技術者資格係数 (※4))

(※4) 技術者資格係数

資格	技術者資格係数
構造設計一級建築士、設備設計一級建築士	1. 2
一級建築士、技術士、建築積算士、建築設備士	1. 0
その他 (無資格含む)	0. 5

(参考) 記載例の場合

換算技術者数 = $1.0 \times 3 + 0.5 \times 5 + \dots + 1.0 \times 1 = 16.3$ 人

→評価係数は10～19人で「0.9」

評価点数 = 配点 (3点) × 評価係数 (0.9) = 2.7 点

③有資格者数／様式 1 (3)

- ・事務所全体の換算技術者数により算出する平均資格係数で評価します。

評価項目	評価事項	評価係数
有資格者数	平均資格係数 (※5) 0.80 以上	1. 0
	0.60～0.79	0. 8
	0.59 以下	0. 7

(※5) 平均資格係数 = 換算技術者数 (※3) ÷ 技術者数

(参考) 記載例の場合

平均資格係数 = $16.3 \text{人} \div 20 \text{人} = 0.815$

→評価係数は0.80以上で「1.0」

評価点数 = 配点 (5点) × 評価係数 (1.0) = 5.0点

(2) 配置技術者 (管理技術者及び各主任担当技術者) の経験及び能力

①専門分野の技術者資格／様式 1 (5)、(6)①②

- ・各配置予定技術者が保有する資格について、分担業務分野に応じて下表に記載する技術者資格を評価します。なお、複数の資格を保有する場合は、下表のうち評価係

数の高いものを評価対象とします。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合(意匠)	一級建築士	1. 0
	二級建築士	0. 4
	その他（無資格含む）	0. 2
構造	構造設計一級建築士	1. 0
	一級建築士	0. 8
	二級建築士	0. 4
	その他	0. 2
電気	設備設計一級建築士	1. 0
	建築設備士、技術士、一級建築士	0. 8
	一級電気工事施工管理技士	0. 4
	その他（無資格含む）	0. 2
機械	設備設計一級建築士	1. 0
	建築設備士、技術士、一級建築士	0. 8
	一級管工事施工管理技士	0. 4
	その他（無資格含む）	0. 2
積算	一級建築士、建築積算士	1. 0
	二級建築士	0. 4
	その他	0. 2

（参考）記載例の場合

総合(意匠)分野主任の評価点数＝配点（5点）×評価係数（1.0）＝ 5.0点

②同種又は類似業務の実績（2件まで記載可）／様式1(5)、(6)①

- ・設計業務の完了年月日が2015年（平成27年）4月以降で、参加表明書提出期限日までに完成している施設の設計業務実績について、各配置予定技術者が携わった立場を踏まえて評価します。
- ・各分野の主任担当技術者については、本業務で担当する分野と同分野又は管理技術者での実績のみ評価対象とします。

評価係数 = { Σ （各実績の実績係数（※1）×関与係数（※6）） } ÷ 2

（※1）実績係数 （1）①の通り。

（※6）関与係数

過去の実績での立場		関与係数	
		管理技術者	主任担当技術者
携わった立場	管理技術者又はこれに準ずる立場	1. 0	1. 0
	主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0. 4	1. 0
	担当技術者の立場	0. 2	0. 4

(参考) 記載例の場合

総合(意匠)分野主任の評価係数 = $(1.0 \times 0.4 + 0.3 \times 1.0) \div 2 = 0.35$

評価点数 = 配点 (5点) $\times$ 評価係数 (0.35) = 1.75 点

③繁忙度（手持業務の状況）／様式 1 (5)、(6)①

- ・各配置予定技術者の手持ち業務件数により評価します。

評価項目	評価事項	評価係数
繁忙度	手持ち業務が 1 件以下	1. 0
	手持ち業務が 2 件	0. 6
	手持ち業務が 3 件以上	0. 2

(参考) 記載例の場合

総合(意匠)分野主任の評価点数 = 配点 (1点) $\times$ 評価係数 (1.0) = 1.0点

④継続教育（CPD）の取得状況／様式 1 (5)、(6)①②

- ・各配置予定技術者が令和 6 年度（2024 年 4 月 1 日～翌 3 月 31 日）において取得した CPD 単位数により評価します。

評価項目	評価事項	評価係数
CPD 取得単位	取得単位あり（12 時間以上）	1. 0
	取得単位あり（6 時間以上 12 時間未満）	0. 6
	取得単位あり（6 時間未満）	0. 2
	取得単位なし	0. 0

(参考) 記載例の場合

総合(意匠)分野主任の評価点数 = 配点 (2点) $\times$ 評価係数 (1.0) = 2.0点

(3) 地元企業における若手技術者の積極的な登用／様式 1 (7)

- ・2025 年（令和 7 年）4 月 1 日時点で 40 歳未満の若手技術者（地元企業（本店を市内に有する者をいう。）に属する者に限る。）を積極的に登用しているものについて評価します。
- ・管理技術者が若手技術者に該当する場合は、評価の対象としません。
- ・協力事務所（地元企業に属する者に限る。）で若手技術者を配置する場合についても評価対象とします。

評価項目	評価事項	評価係数
40 歳未満の若手技術者の数	各分野※ごとに 1 人以上	1. 0
	4 人以上	0. 8

	1～3 人	0. 5
--	-------	------

※各分野とは「総合(意匠)」「構造」「電気」「機械」「積算」とします。

(参考) 記載例の場合

評価点数 = 配点 (2点) × 評価係数 (0.8) = 1.6 点

(4) 建築士事務所の賠償責任保険の加入状況／様式 1 (7)

- ・参加表明書提出者（設計共同体の場合は代表設計事務所に限る。）が参加表明書提出時点において建築士事務所の賠償責任保険へ加入している場合に加点します。

評価項目	評価事項	加点
建築士事務所の 賠償責任保険の 加入状況	加入している	2
	加入していない	0